

平成30年度わかやま結婚支援事業企画運営業務委託
仕様書

1 業務名

平成30年度わかやま結婚支援事業企画運営業務

2 業務目的

少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の流れを変えるため、県内様々な地域において、独身男女の出会いの場を創設するとともに、全県的な結婚サポート体制づくりを推進する。

また、結婚や子育てについての情報を提供し、結婚・子育ての社会機運の醸成を図る。

3 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

4 見積限度額

6,591千円

但し、「5業務内容(1)から(3)」の県単独事業については上限3,396千円とする。

5 業務内容

- (1) 独身男女の出会いの場の企画運営
 - (2) わかやま婚活応援隊が行う独身男女の出会いの場へのプロの司会・進行者派遣
 - (3) わかやま結婚サポーター開催のミニ婚活イベント関連業務の運営
 - (4) 若者向け情報誌等を活用した結婚・子育ての機運醸成
 - (5) ライフプランに関する大学での講演会開催
 - (6) 結婚支援セミナーの開催
- ※(1)～(3)は県単独事業。

6 業務内容詳細

- (1) 独身男女の出会いの場の企画運営

ア イベント参加者等について

(ア) 参加者

- ・わかやま婚活イベント会員であること。
わかやま婚活イベント会員とは、20歳以上の県内在住又は在勤、若しくは県内に家族（2親等以内）が在住し、将来本県に在住を希望する県外在住の独身男女（学生は除く。）をいう。
- ・参加決定予定者がわかやま婚活イベント会員であることの確認を県に行う

こと。

- ・イベント当日に県が発行した会員証（原本）及び健康保険証（原本）を持参させ、参加者本人であることを確認すること。

(イ) 参加者の募集

- ・わかやま婚活イベント会員で、原則男女同数とすること。
- ・募集定員、イベント内容の設定等、カップルが成立しやすいよう工夫すること。

(ウ) 参加者の決定等

- ・参加者からの事業内容の問い合わせに対応すること。
- ・定員を超える参加申込があった場合は、抽選で参加者を決定すること。
- ・参加者の募集、抽選、当落選通知（封書）を行うこと。
- ・参加者が定員に満たない場合は参加者の確保に努めること。
- ・当選者からキャンセルが生じた場合の再抽選と、次候補者へのイベント参加意思確認及び通知を行うこと。
- ・参加者に対し、参加意思を確認したり、事前に欠席される際の連絡方法等を明示するなど、イベント当日のキャンセルを少なくするよう努めること。
- ・参加者の取りまとめを行い、最終参加予定者を県に報告し、わかやま婚活イベント会員であるかどうかの確認を行うこと。

(エ) 参加費の取扱い

- ・参加費を徴収する場合は、参加しやすい料金設定になるよう配慮すること。
- ・原則として、参加者の飲食代は徴収すること。
- ・参加費はイベント当日に徴収することとし、キャンセル料は徴収しないこと。

イ イベント内容について

- ・平成30年6月～平成31年3月の期間において、原則として下記地域において、県との協議の上開催すること。
- ・開催するイベントには下記の要件を含むこと。
 - 恋愛カウンセラー等を交えた大型イベント（40人対40人規模）を1回開催すること。
 - 紀南地域においてバスの送迎付きイベントを1回開催すること。
 - わかやま結婚サポーター参加イベントを3回開催すること。
 - イベント10回の参加者合計数は400名とすること。
 - イベントに併せ、参加者を対象とした1時間の魅力アップセミナーを3回開催すること。（男性のみ、女性のみ、男女混合いずれも可）

開催地域	開催回数	イベント内容
紀北 (海草・那賀・伊都地方)	7	・恋愛カウンセラー等を交えたイベント（1回） ・サポーター参加イベント（3回）
紀中 (有田・日高地方)	1	
紀南 (西牟婁・東牟婁地方)	2	・バスの送迎付きイベント（1回）
合計	10	

ウ 業務内容について

(ア) 開催準備等

- ・本業務の担当者、個人情報管理者、事業総括責任者を各1名以上受託団体で決定の上、県にその者の役職、名前、連絡先を代表取締役名で書面により報告すること。また、契約満了までに変更が生じた場合、速やかに報告すること。
- ・県ホームページ「わかやま出会いの広場」へ県主催婚活イベント開催情報及び開催結果を掲載すること。
- ・チラシを5,000部作成すること。（6月から10月分、11月から3月分、各2,500部）
- ・チラシは電子データで、県に提出すること。

(イ) イベント運営等

- ・イベント当日受付で、わかやま婚活イベント会員証（原本）、健康保険証（原本）を提示させ、本人であることを確認すること。
- ・イベント当日、参加者に対し個人的なトラブルに関しては、自己の責任において対応する旨告知すること。
- ・イベント設営、舞台、音響、照明、操作等「わかやま婚活イベント」業務開催に必要な会場運営及び撤去をすること。
- ・事業の企画、演出、効果、進行、司会等運営全般を監理すること。
- ・イベントが円滑かつ安全に進行するよう適切な人員を配置すること。
- ・PRカード等を作成する場合は、内容について県と協議の上決定すること。
- ・男女が交流する機会・時間が少しでも多くなるよう設定し、参加者の負担とならない開催時間を設定すること。
- ・宿泊及び酒類を伴わないものとする。
- ・屋外行事がある際は、雨天等緊急時の対応を検討すること。
- ・必要に応じ参加者の災害保険等に参加すること。
- ・その他、イベント開催関係に必要な作業を行うこと。

(ウ) 広報

- ・わかやま婚活会員（約1900名）にチラシ及び県作成の文書を三折りで封筒に封入し、会員住所が印字させたシールを貼り付けの上、県に納品す

ること。(封筒及び会員住所が印字されたシールは県で用意し、納品時期は県と協議の上決定する。)

- ・ラジオ、テレビ、WEB、ポスター、チラシ等を用いて本事業の趣旨、内容を広報すること。
- ・受託団体やスポンサーの広告とは完全に分割し、県主催の事業であることが分かるように広報すること。
- ・本事業の広告等は公表前に県に提出すること。

(エ) 記録

- ・記録写真を撮ること。
- ・イベント参加者、カップル成立者、トラブル内容等を記録すること。
- ・参加者アンケートを実施し、回収及び集計を行うこと。

(オ) 安全管理等

- ・業務の遂行にあたり、運営スタッフ等の安全について十分に配慮すること。
- ・参加者の安全について、誘導などの可能な限りの対策を講じること。

(カ) 個人情報の取扱いについて

- ・本事業により収集した個人情報は、県に報告した個人情報管理者が施錠可能なロッカー内等で厳重に保管すること。また、本事業により収集した個人情報をパソコン内等で管理する場合は、県に報告した個人情報管理者が本事業従事者以外は閲覧できないように、閲覧者限定のロックをかけて管理すること。
- ・本事業により収集した個人情報は、事業終了後に実績報告書とともに県に提出すること。また、本事業により収集した受託団体所有の個人情報やデータ等は、全て削除、消滅、破棄等をし、再利用等できない状態にした上で、代表取締役名で削除証明書を提出すること。
- ・イベント参加者個人の責任以外で、個人情報が紹介されることのないように実施すること。

(キ) イベント毎の実績報告について

- ・イベント終了ごとに、開催の様子が分かる写真、進行記録、アンケート集計結果、カップリング結果を記載した実績報告を提出すること。

(ク) その他

- ・参加者に対し、特定の団体等に参加をさせたり、勧誘したりするようなことはしてはならない。
- ・不正な勧誘等の疑義が生じた場合は、調査の上、書面により県に報告し指示に従うこと。
- ・イベントの調和を乱す参加者がいた場合は、責任を持って適切な処置を行うこと。
- ・本事業に関わるトラブル全般の対応、処理を解決まで行うこと。
- ・「わかやま婚活イベント」に関わるトラブルに対し、県は一切の責任を負わない。

- (2) わかやま婚活応援隊が行う独身男女の出会いの場へのプロの司会・進行者派遣
 - ・県が募集の上決定したわかやま婚活応援隊が主催する県内各地で行われる独身男女の出会いのイベント（16回を上限とする。）に、プロの司会・進行者を派遣すること。
 - ・その際発生する交通費及び派遣先との事前打ち合わせ（1～2回程度）に係る経費も委託費に含むものとする。
- (3) わかやま結婚サポーター開催のミニ婚活イベント関連業務の運営
 - ・わかやま結婚サポーターが開催する、わかやま婚活イベント会員を対象とするミニ婚活イベント（男女それぞれ5人程度を基本）について、参加希望者の受付、抽選、当選の可否通知を行うこと。
 - ・抽選により決定した参加者の一覧（キャンセルが出た場合の予備を含む。）をわかやま結婚サポーターに郵送（封書）で送付すること。
 - ・わかやま結婚サポーターに対して、ミニ婚活イベントに関する活動費を支払うこと（1イベントあたり1人につき1,000円、上限1イベントあたり3人）
 - ・わかやま結婚サポーターに対して、県主催イベントへ協力するにあたり活動費を支払うこと（1イベントあたり1人につき1,000円、上限1イベントあたり3人）
- (4) 若者向け情報誌等を活用した結婚・子育ての機運醸成
 - ・県内全域を広報対象（複数可）とする若者向け情報誌等に、県が実施する結婚・子育てに関する支援策を掲載すること。なお、掲載媒体、掲載内容等については、県と協議の上確定し、配布部数はのべ250千部以上とすること。
 - ・情報誌と連携を図りながら、ラジオ、テレビ、WEB、ポスター、チラシ等を用いて結婚・子育ての機運醸成を図ること。
- (5) ライフプランに関する大学での講演会開催
 - ・大学生、短期大学生を対象とした、ライフプラン考える講演会を1回開催すること。（参加者200名程度）なお、講師、日程及び場所等については、県と協議の上確定すること。
 - ・講演会当日は、必要に応じて、開催周知看板及び横断幕を設置すること。
- (6) 結婚支援セミナーの開催
 - ・結婚を希望する社員の支援に取り組む企業・団体、わかやま婚活応援隊及びわかやま結婚サポーター等を対象としたより良い結婚支援についてのセミナーを3回開催すること。（参加者各50名程度）なお、講師、日程及び場所等については、県と協議の上確定すること。
 - ・セミナー当日は、必要に応じて、開催周知看板及び横断幕を設置すること。

7 実績報告書

- (1) 実績報告書：1部
- (2) 提出先：和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課
- (3) 備考：業務名、業務内容、契約期間、契約金額、業務実績を記載した実績報告書に業務委託費支出明細を添付し提出すること。

8 その他

- ・事業の企画及び実施にあたり、基本的人権が守られるよう十分配慮すること。
- ・事業を通じて結婚・子育てに対する意識啓発が図れるよう取り組むこと。
- ・事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則県に帰属すること。
- ・受託団体が他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行い、会計帳簿等は事業終了後5年間保管するものとし、県からの開示要請に迅速に対応すること。
- ・その他必要と思われる事項については、県と調整を行いながら積極的に協力し利便性を図ること。